

ローカル・ゼブラ創出支援セミナー実施業務仕様書

1 業務の名称

ローカル・ゼブラ創出支援セミナー実施業務

2 目 的

令和7年5月に関西学院大学が三田市内に開設したインキュベーション施設（Spark Base）との連携を図り、新たな企業や新事業の創出を促進するため、阪神北起業・創業等支援機関連携会議を開催するとともに、阪神北地域の特性を踏まえ、ローカル・ゼブラ企業（社会課題解決型企業）の創出を促進する。

まずは、阪神北地域に眠る資源や価値を掘り起こし、その活用を図り、そして新たな価値を生み出すローカル・ゼブラ事業への参入気運を醸成する。

3 業務の内容

受託者は、上記目的を達成するために、次の業務を行う。

（1）概要

- ア 効果的なセミナーの企画・提案
- イ セミナーの開催に向けた広報・募集・集客
- ウ セミナーの開催
- エ セミナーの参加者に対するアンケートの実施
- オ 自由提案事業

（2）業務の詳細

ア 効果的なセミナーの企画・提案

上記2に記載の目的を達成するために必要かつ効果的な内容のセミナーを、委託者との連絡・調整を密に行いながら、企画・提案すること。

イ セミナーの開催に向けた広報・募集・集客

セミナーの確実な集客のため、受託者自らが有している広報媒体、SNS等の活用や委託費の範囲内で効果的な広報手段を具体的に講じること。

ウ セミナーの開催

- （ア）開催時期 10～11月頃
- （イ）場 所 アカデミックコモンズ又は Spark Base
（兵庫県三田市学園4丁目2番）
- （ウ）対 象 者 地域課題解決事業に関心のある方、学生を含む若い世代、30～40代の子育て世代の女性、企業関係者、支援機関関係者、阪神北☆夢づくり応援事業採択団体、北摂里山魅力づくり応援事業採択団体、等
- （エ）内 容 上記（2）アにより決定した内容で実施
- （オ）参加人数 30名程度
- （カ）開催方法
 - ① 業務目的に沿う効果的な名称とすること。
 - ② 講師と参加者、また、参加者同士の積極的な交流を促す仕掛けを組み込む

こと。

- ③ セミナー登壇者には、金融機関関係者を含むこと。
- ④ Z世代をはじめとした将来を担う若年層や、30～40代の子育て世代の女性を中心に、本セミナーへの参加を促す仕組みとすること。
- ⑤ 参加者等の需要に応じ、受託者自身が支援団体としてサポートできる仕組みを構築すること。又は、必要に応じて、管内各市町や中間支援団体、企業等との連携を検討すること。
- ⑥ 参加費は無料とすること。

エ 参加者アンケート

参加者の居住市町、年代、属性を把握するとともに、アンケートを実施すること。

なお、アンケート項目については、阪神北地域に眠る資源や潜在的なローカル・ゼブラ企業になり得る人材を掘り起こし、ローカル・ゼブラの創出につながるような内容となるように作成し、委託者と調整を行うこと。

また、アンケート結果はとりまとめ、結果を分析し、今後の方向性、具体的手法を示すこと。

オ 自由提案事業

上記以外に追加で事業を提案できる場合は、委託者と協議のうえ実施することができる。

(3) 成果物（実績報告書）の作成・提出

事業内容をテキスト・写真を使って分かりやすくまとめた実績報告書を作成し、事業終了後速やかに提出すること。

ア 成果物はパワーポイントで提出すること。

イ 広報手段、セミナーの会場の様子を受託者が撮影した写真等を使用すること。

ウ 実績報告書内で、総事業費を整理し、事業にかかった経費の内訳等を記載すること。

エ 内容には事業実施結果に加え(2)エのアンケート結果に基づく成果・課題の検討を行い、今後に向けた提言を盛り込むこと。

なお、記載内容は可能な限り具体的に記述し、本事業を契機として生まれた交流やローカル・ゼブラ企業（将来的に事例となり得るものも含む）に関する事例がある場合には、それについてもあわせて記載すること。

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までの間

5 契約金額

¥1,000,000 円以内（消費税及び地方消費税含む。）

6 業務実施上の留意点

(1) 実施体制

ア 受託者は本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。

- イ 実施責任者は、委託者と十分な意志疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、委託者と緊密な連携、調整を図ること。
- ウ 受託者は、本業務の履行の全てを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務を効率的に行う上で必要と思われる一部の業務について、第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、事前に委託者の承認を得ること。

(2) 秘密保持等

- ア 本業務また付随する業務において、委託者及び受託者は兵庫県個人情報保護条例及びセキュリティポリシーに十分留意しなければならない。
- イ 万が一、個人情報の漏洩に伴い 委託者に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。
- ウ 秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

(3) 著作権等

- ア 本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は委託者に帰属するものとし、その利用及び再編集は委託者において自由に行うことができるものとする。
- イ 本業務の実施による成果品は、映像・画像等の著作権・肖像権上処理を済ませた上で納入すること。

(4) その他

- ア 本業務の受託者は、業務委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について委託者と協議すること。
- イ 本業務に関する必要な経費は契約金額に全て含むものとする。
- ウ 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示に従うこと。
- エ 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は 業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。